

令和4年度  
岐阜県燃料電池自動車導入事業費補助金  
実施の手引き

<募集期間>

令和4年5月17日（火）～令和5年2月28日（火）17時15分

※ 申請書は、持参または郵送により提出してください（当日消印有効）。

<お問い合わせ先>

岐阜県 商工労働部 商工・エネルギー政策課 エネルギー係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階

TEL : 058-272-8835 FAX : 058-271-6873

E-mail : c11351@pref.gifu.lg.jp

令和4年5月

岐阜県商工労働部

商工・エネルギー政策課

## 1 補助金の目的

本補助事業は、県内に本社又は事業所を有する企業又は団体で、自社での利用を目的として燃料電池自動車（以下「FCV」という）を導入する購入事業者及びリース事業者に、FCVの購入に対する国の補助金に上乗せ補助することにより、2050年「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けて、FCVの普及を加速することを目的とします。

## 2 補助金の概要

補助対象事業	初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けるFCVを導入する事業、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という）の補助金の交付を受けている事業
補助対象者	補助金の交付を申請する日の1年前から県内に本社又は事業所を有する企業又は団体のうち、自社での利用を目的としてFCVを購入する事業者、リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めた者で、他の事業者に貸し出すことを目的としてFCVを購入するリース事業者
補助要件	センターの補助金の交付を受けている事業 県税の全税目に未納がないこと
補助金の額	276（千円）

※1 書類の受付順に予算の範囲内で交付決定します。（令和4年度予算 22,900千円）

## 3 事業の流れ

申請者	申請書類の提出 （第1号様式および その他添付書類）	令和4年5月17日（火）から 令和5年2月28日（金）まで
岐阜県	交付決定 （第2号様式）	順次
申請者	補助金の請求 （第3号様式）	順次
岐阜県	補助金の支払	順次

#### 4 申請手続き

補助金交付申請書に関係書類を添付し、以下により提出してください。

##### (1) 提出書類等

名前	数量
1. 補助金交付申請書（補助金交付要綱 第1号様式）	各1部 <sup>※</sup>
2. センター補助金の交付決定通知書兼額の確定通知書の写し	
3. 岐阜県納税証明書（県税事務所発行）（原本） ※全税目に未納の徴収金がないこと	
4. 商業登記簿の全部事項証明書 （履歴事項証明書又は現在事項証明書）（原本）	
5. その他参考となる書類	

※複数台について申請される場合、2. センター補助金の交付決定通知書兼額の確定通知書の写しは申請台数に応じた部数を提出してください。

(2) 提出方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留推奨）

##### (3) 提出（受付）期間

令和4年5月17日（火）から 令和5年2月28日（金）17時15分

※当日消印有効

※提出期間を過ぎてから届いたものは一切受け付けません。

(4) 提出先 岐阜県 商工労働部 商工・エネルギー政策課 エネルギー係  
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1（県庁10階）

## **5 申請における注意事項**

### 1 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効となります。

- (1) 受付期間を過ぎて書類が提出された場合
- (2) 提出書類等に虚偽の内容を記載した場合
- (3) その他、申請に関して県の指示に従わなかった場合

### 2 提出書類等の変更の禁止

提出期限後の書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。ただし、軽微なものは除きます。

### 3 書類の返却

提出書類等は、返却しません。

### 4 費用負担

提出書類等の作成及び提出等に要する経費は、すべて提案者の負担とします。

### 5 その他

- (1) 交付申請書等の提出をもって、申請者が要綱の記載内容に同意したものと見なします。
- (2) 提出された交付申請書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (3) 交付申請書等の提出後に申請を取り下げることができるのは、補助金の交付の決定の日から15日以内となります。

## **6 交付決定について**

書類の受付順に申請内容を県で審査し、予算額の範囲内で交付決定をします。

## **7 交付決定後の留意事項**

### 1 財産の処分制限

- (1) 補助事業により取得したF C Vは、処分制限財産とします。
- (2) 補助事業者は、補助対象事業の完了後4年間が経過する前に処分制限財産を、知事の承認を受けずに、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはいけません。

### 2 書類、帳簿等の保存期間

- (1) 補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間保存しなくてはなりません。

### 3 その他

- (1) 補助事業終了後、国及び県の監査関係者等が実地検査に入ることがあります。
- (2) 補助事業者が、「岐阜県補助金等交付規則」等に違反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
- (3) 上記以外のことは、「岐阜県補助金等交付規則」に定める内容をご確認ください。

